

平成 29 年 第 2 回

別海町議会定例会会議録

自 平成29年 6月20日

至 平成29年 6月23日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（平成29年 6月20日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第45号 | 平成29年度別海町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 議案第46号 | 平成29年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第47号 | 平成29年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第48号 | 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第49号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第50号 | 別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第51号 | 工事請負契約の締結について（町民体育館外部改修工事） |
| 日程第14 | 議案第52号 | 工事請負契約の締結について（上風連小学校校舎・屋内体育館改修建築主体工事） |
| 日程第15 | 議案第53号 | 工事請負契約の締結について（西春別駅前団地公営住宅改修建築工事（3号棟）） |
| 日程第16 | 議案第54号 | 工事請負契約の締結について（（H28線）西和地区農道改良舗装工事） |
| 日程第17 | 議案第55号 | 財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車） |
| 日程第18 | 議案第56号 | 財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車） |
| 日程第19 | 議案第57号 | 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車） |
| 日程第20 | 議案第58号 | 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車） |
| 日程第21 | 議案第59号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第22 | 同意第 3号 | 別海町農業委員会委員の任命について |
| 日程第23 | 同意第 4号 | 別海町農業委員会委員の任命について |
| 日程第24 | 同意第 5号 | 別海町農業委員会委員の任命について |
| 日程第25 | 同意第 6号 | 別海町農業委員会委員の任命について |

日程第 2 6	同意第 7 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 7	同意第 8 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 8	同意第 9 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 9	同意第 1 0 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 0	同意第 1 1 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 1	同意第 1 2 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 2	同意第 1 3 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 3	同意第 1 4 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 4	同意第 1 5 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 5	同意第 1 6 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 6	同意第 1 7 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 7	同意第 1 8 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 8	同意第 1 9 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 9	同意第 2 0 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 0	同意第 2 1 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 1	同意第 2 2 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 2	同意第 2 3 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 3	同意第 2 4 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 4	同意第 2 5 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 5	同意第 2 6 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 6	同意第 2 7 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 7	同意第 2 8 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 8	同意第 2 9 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 9	報告第 1 号	専決処分の報告について
日程第 5 0	報告第 2 号	平成 2 8 年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 5 1	報告第 3 号	平成 2 8 年度別海町水道事業会計予算の繰越について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 4 5 号	平成 2 9 年度別海町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 8	議案第 4 6 号	平成 2 9 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 4 7 号	平成 2 9 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 4 8 号	別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 4 9 号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

日程第 1 2	議案第 5 0 号	別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 5 1 号	工事請負契約の締結について（町民体育館外部改修工事）
日程第 1 4	議案第 5 2 号	工事請負契約の締結について（上風連小学校校舎・屋内体育館改修建築主体工事）
日程第 1 5	議案第 5 3 号	工事請負契約の締結について（西春別駅前団地公営住宅改修建築工事（3号棟））
日程第 1 6	議案第 5 4 号	工事請負契約の締結について（（H 2 8 繰）西和地区農道改良舗装工事）
日程第 1 7	議案第 5 5 号	財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）
日程第 1 8	議案第 5 6 号	財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）
日程第 1 9	議案第 5 7 号	財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）
日程第 2 0	議案第 5 8 号	財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）
日程第 2 1	議案第 5 9 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 2 2	同意第 3 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 3	同意第 4 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 4	同意第 5 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 5	同意第 6 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 6	同意第 7 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 7	同意第 8 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 8	同意第 9 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 9	同意第 1 0 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 0	同意第 1 1 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 1	同意第 1 2 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 2	同意第 1 3 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 3	同意第 1 4 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 4	同意第 1 5 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 5	同意第 1 6 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 6	同意第 1 7 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 7	同意第 1 8 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 8	同意第 1 9 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 9	同意第 2 0 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 0	同意第 2 1 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 1	同意第 2 2 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 2	同意第 2 3 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 3	同意第 2 4 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 4	同意第 2 5 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 5	同意第 2 6 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 6	同意第 2 7 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 7	同意第 2 8 号	別海町農業委員会委員の任命について

日程第48 同意第29号 別海町農業委員会委員の任命について
 日程第49 報告第1号 専決処分の報告について
 日程第50 報告第2号 平成28年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 日程第51 報告第3号 平成28年度別海町水道事業会計予算の繰越について

○出席議員（16名）

1番 小 椋 哲 也	2番 外 山 浩 司
3番 大 内 省 吾	4番 木 嶋 悦 寛
5番 松 壽 孝 雄	6番 森 本 一 夫
8番 西 原 浩	9番 沓 澤 昌 廣
10番 小 林 敏 之	11番 瀧 川 榮 子
12番 戸 田 憲 悦	13番 中 村 忠 士
14番 渡 邊 政 吉	副議長 15番 佐 藤 初 雄
議長 16番 松 原 政 勝	

○欠席議員（1名）

7番 今 西 和 雄

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三	副 町 長 佐 藤 次 春
教 育 長 伊 藤 多加志	代表監査委員 志 賀 正 章
監 査 委 員 田 村 秀 男	選挙管理委員長 高 崎 好 藏
農業委員会会長 小 野 榮 一	総 務 部 長 竹 中 仁
福 祉 部 長 河 嶋 田鶴枝	産業振興部長 登 藤 和 哉
建設水道部長 宮 越 正 人	教 育 部 長 中 谷 隆 弘
病院事務長 大 槻 祐 二	会 計 管 理 者 下 地 哲
監査委員事務局長 佐 藤 敏	農委事務局長 中 村 公 一
総 務 部 次 長 今 野 健 一	産業振興部次長 門 脇 芳 則
建設水道部次長 山 岸 英 一	教 育 部 次 長 山 田 一 志
総 務 課 長 今 野 健 一	総合政策課長 佐々木 栄 典
財 政 課 長 寺 尾 真太郎	税 務 課 長 阿 部 美 幸
防災交通課長 麻郷地 聡	福 祉 課 長 宮 本 栄 一
介護支援課長 竹 中 利 哉	町 民 課 長 青 柳 茂
保 健 課 長 小 湊 昌 博	老 健 事 務 長 川 畑 智 明
農 政 課 長 門 脇 芳 則	水産みどり課長 干 場 富 夫
商工観光課長 伊 藤 輝 幸	建 築 住 宅 課 山 岸 英 一
上下水道課長 外 石 昭 博	学 務 課 長 入 倉 伸 顕
生涯学習課長 山 田 一 志	西 公 民 館 長 新 堀 光 行
東 公 民 館 長 内 山 宏	

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 浦 山 吉 人 主 幹 田 畑 直 樹

○会議録署名議員

2 番 外 山 浩 司

3 番 大 内 省 吾

4 番 木 嶋 悦 寛

◎表彰状の伝達

○議会事務局長（浦山吉人君） おはようございます。会議に入ります前に表彰状の伝達を行いたいと思います。

このたび、北海道町村議会議長会主催の町村議会広報コンクールにおきまして、本町の議会日より第80号が見事入選を果たしました。

今回のコンクールは、全道町村議会から多数の応募の中、特選1点、入選は2点のみですので、大変名誉あるものでございます。

それでは、表彰状の伝達を議長から行います。

広報・広聴常任委員会、小椋副委員長、瀧川委員、御登壇ください。

（表彰状の伝達）

○議会事務局長（浦山吉人君） 以上で、表彰状の伝達を終わります。

開会 午前 9時57分

◎開会宣告

○議長（松原政勝君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

また、夏季における服装の軽装化が実施されております。議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

ただいまから平成29年第2回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は7番今西議員であります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

2番外山議員、3番大内議員、4番木嶋議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（松原政勝君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西原 浩君） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

6月8日及び6月14日に開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で45件であります。

提出されました議案は、平成29年度各会計補正予算が3件、条例の一部改正が3件、

工事の請負契約が4件、財産の取得が4件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定が1件、別海町農業委員会委員の任命が27件、専決処分の報告が1件、平成28年度一般会計繰越明許費繰越計算書報告が1件、平成28年度水道事業会計予算の繰越報告が1件であります。

これら、提出案件の全てについて、委員会の付託を省略し、本会議において質疑、討論、採決すべきものと決定いたしました。

また、財産の取得4件中、小型動力ポンプ付水槽車の取得2件と小型動力ポンプ付積載車の取得2件、並びに農業委員会委員の選任同意27件については、関連がありますので一括議題といたします。

なお、報告第1号の専決処分、第2号一般会計繰越明許費繰越計算書及び第3号水道事業会計予算の繰越につきましては、いずれも報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、6月20日から6月23日までの4日間とし、初日には町長提出議案の内容説明・質疑を行います。

二日目には一般質問を行い、三日目は休会とし各常任委員会を行います。

最終日は町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員提出案件等の内容説明・質疑、討論・採決を行うこととしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、大内議員、中村議員、外山議員、小椋議員の4名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論が行われるとともに、円滑な運営と町民にわかりやすい質問と答弁を心がけるようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

受理いたしました請願・陳情等に係る対応については、慎重に協議をいたしました。

その結果は、お手元に配付のとおりであります。陳情書等の写しは議員控室に掲出してありますので、賛同される議員は議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在、予定されております提出案件は、議員提出案件が3件であります。

一件目の「矢臼別演習場でのオスプレイ訓練を行わないことを求める意見書」については中村議員から、二件目の「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」は佐藤議員から、三件目の「海洋ごみの処理等の推進を求める意見書」については沓澤議員から、それぞれ提出されるものです。

いずれも、定例会最終日に提案されることになっております。

最後に、「反問権」についてありますが、町長ほか職員が議長の許可により議員の質問に対して、論点・争点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、町民の皆様によりわかりやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分理解していただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議した内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（松原政勝君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの4日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月23日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（松原政勝君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（松原政勝君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、平成29年第2回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様におかれましては、時節柄、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

定例会開催に当たりまして、行政報告を申し上げます。

初めに、産業の動向についてでございます。

酪農畜産情勢で、町内の生乳生産は1月から4月末まで15万4,000トン、対前年比98.3%、販売額では151億5,000万円、対前年比99.4%と生産量及び販売額ともに前年を下回っている状況でございます。

要因は、昨年の天候不良による牧草の品質低下や収量の不足にあるものと考えられております。

乳価については、バターやチーズなどの加工向け乳価が2年ぶりに引き上げられたことから、平均で60銭の増額となる見込みでございます。

また、加工原料乳生産者補給金単価が液状乳製品とともに10円56銭に決定されたことから、乳価引き上げとあわせ1キロ当たり2円60銭の引き上げなる見込みでございます。農家経済にとっては非常によい状況が続いているところでございます。

作況については、春先から平均気温が高かったことから、牧草が順調に生育しております。1番草の生育状況は例年に比べ6日早く、先週から町内各地で牧草収穫作業が始まっている状況でございます。

また、デントコーンにつきましては8日早く播種を終了しております。

次に、水産業の状況でございます。

春のホタテ漁は、5月31日で操業を終えておりますが、水揚げ数量は昨年と比較いたしまして84%に当たります2万342トン、金額では68%であります61億7,000万円でございます。大幅に昨年を下回る結果となりました。

理由としましては、大型台風や低気圧によるしけ等の影響から、漁場環境が悪化をしております。成長が遅れたことに加え、円高の影響から輸出が低迷するなど、キロ平均単価が前年を大きく下回っていることが原因と考えられます。

このほか、ホタテを除く全魚種の比較で申し上げますと、チカやカレイの水揚げが好調でございまして、数量で104%、金額で107%と昨年を上回っております。

また、野付湾の風物詩でもあります北海シマエビ漁については、漁期前の資源量調査で、昨年秋の調査に続き、資源量が減少しているという結果となりました。

今週末のえびまつりを控えて、昨日から夏漁の操業が始まっております。

続いて、エゾシカ駆除状況でございます。

本年度の春駆除でございますけれども、5月8日から5月31日までの24日間で実施をしまして、計画頭数1,400頭に対しまして、昨年とほぼ同数の1,091頭を銃器によって駆除して終了いたしました。

今後は、9月から予定しております秋駆除、野付半島や走古丹地区で12月から予定しております越冬地対策による捕獲を実施し、農林業被害や住民生活の環境改善に向けて、個体数の調整に取り組む計画であります。

次に、商工業と観光についてでございます。

平成28年度における主な中小企業振興事業の実績は、町内建築業者の受注機会の確保を目的といたしました「地域貢献中小企業支援事業」、これに63件。

開業支援・経営拡大助成等を目的といたしました「起業家支援事業」、これに5件。

また、商店街活性化を目的といたしました「にぎわい商店街創造事業」、これに12件の補助を実施いたしました。

観光客の入り込み状況ですが、平成28年度は8月に北海道に上陸いたしました台風によりまして、交通障害が影響いたしまして、各施設の来客数が減少をいたしました。

一方、一昨年は悪天候によって開催できなかった「あきあじ祭」、これを昨年は予定どおり開催できたため、平成28年度の実績としては対前年比2.3%増の28万5,400人となりました。

本年度は、5月14日に開催いたしました「ジャンボホタテ・ホッキ祭」に昨年並みの8,000人が訪れ、春の味覚を楽しめました。

また、4月29日から6月11日にかけて、通算6日間開催されました「尾岱沼潮干狩りフェスティバル」、これも大勢の家族連れが来場されまして、春のイベントを楽しんでいただきました。

次に、報告とあわせましておわびを申し上げます。

「後期高齢者医療保険料」及び「国民健康保険税」、これにおける軽減判定所得の算定誤りについてでございます。

全員協議会でも、副町長から説明をいたしましたが、後期高齢者医療保険料において、制度開始から9年間で計20件、還付加算金等を除きまして56万9,400円、国民健康保険税は、過去10年間で計98件、同じく加算金を除き610万9,000円の軽減判定所得の算定誤りがありました。

改めまして、おわびを申し上げますとともに、対象となります住民の方々には、真摯に謝罪をした上で、できるだけ早く還付と追加徴収の手続を行うことといたしております。

職員には、なお一層気を引き締めて職務に取り組むよう指示したところでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、低所得者の方に消費税率の引き上げによる影響を緩和するために支給されます、平成29年度の臨時福祉給付金は申請に係る受付及び支給を5月1日から開始をいたしまして、9月1日までの期間で実施を予定しております。

続きまして、北方四島における共同経済活動についてでございます。

この共同経済活動は、昨年１２月の日ロ首脳会議において、領土問題解決に向けた具体的な道筋の一つといたしまして、日ロ両国の間で合意されました。

この合意に伴い、日本の官民調査団によりまず北方四島の調査が決定いたしました。

５月３１日には、サハリンにおける四島訪問に向けた事前の情報収集が行われました。

サハリン訪問には、漁業、観光、医療など幅広い分野の専門家を含む約３０名の関係者が出席をしております。

その際、サハリン州知事から官民調査団の四島派遣について、最大限の支持、これを表明されたとのことでございます。

日本側とロシア側の双方が関心を示す中で行われる調査には、政府、自治体関係者、専門家など共同経済活動官民合同現地調査団が派遣される予定でございまして、時期は６月の下旬。根室管内からも関係者１０名が出席する予定でおります。

また、一昨日の６月１８日には、初めて航空機を利用した国後島及び択捉島への特別墓参が実施される予定でございました。

ただ、現地空港、特に国後の空港が濃霧のために、昨日に延期となりました。

しかし昨日も、現地の天候が悪いということで結果として今回の航空機を利用した墓参は、中止となったところでございます。

この墓参は北方領土の元島民とその家族を中心に約７０名が参加する予定でございました。

御高齢となられている元島民の方々の身体的な負担を少しでも軽減するため、航空機を利用した墓参を継続していくことが、大変重要であると国においても認識されているところでございます。

私も両日、見送りのために中標津空港へ出向いておりましたが、中止となったことは大変残念でございました。

これからの航空機墓参の継続に期待を寄せているところでございます。

今後もこの共同経済活動の動きは加速化されていくと思っておりますけれども、隣接地域としても、将来の平和条約締結に向けた取り組みとして、積極的に関与してまいります。

最後に、矢臼別演習場で行われます協同転地演習等についてでございます。

本年度、中部方面隊の第１０師団による協同転地演習が実施されます。

この演習は陸上自衛隊の機動展開演習で、陸上、海上及び航空の各種移動手段を使用いたしました長距離機動能力の向上を図るとともに、あらゆる事態に応ずる訓練を行い、即応性の向上を図ることを目的として実施されます。

訓練期間については、６月２７日から７月３１日の間で、参加規模は人員で約２，６００人、車両等が約１，０００両、この車両の中には７４式戦車６両、１５５ミリ榴弾砲２１門が含まれておりまして、ほかに航空機が３機となっております。

また、新聞報道にありましたが、北部方面隊第７師団による長距離機動訓練を６月下旬から９月上旬にかけて実施をすると、陸上自衛隊北部方面隊から公表がされております。

こちらは、参加規模は人員約１，４００名、戦車、装甲戦闘車を含む車両が約３３０両、航空機が８機という内容となっております。

なお、これら演習に関しましては、いずれも関係機関、関係者に周知を行うとともに、あわせまして町ホームページにおいてお知らせをしているところでございます。

以上をもちまして、本定例会開催に当たりまして御挨拶と、あわせて行政報告とさせて

いただきます。

よろしく願いを申し上げます。終わります。

◎日程第6 提出議案の概要説明

○議長（松原政勝君） 日程第6 提出議案の概要について説明があります。

副町長。

○副町長（佐藤次春君） それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、概要を説明させていただきます。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が15件、同意が27件、報告が3件でございます。

議案第45号は、「平成29年度一般会計補正予算」でございます。

町有施設整備事業や畜産クラスター事業など、新たに追加される事業や既存事業での増額が見込まれるため、合計で8,200万円を増額補正するものです。

議案第46号は、「平成29年度国民健康保険特別会計補正予算」ですが、当初予算編成時点では国民健康保険税算出の基礎となる前年の所得等、未確定な部分があることから補正を前提としていたものでございます。

この度、平成28年分の所得確定に伴う算定により保険税の増額のほか、後期高齢者支援金等の確定通知による歳出総額の減額に伴い、2,000万円を減額するものです。

議案第47号「平成29年度下水道事業特別会計補正予算」は、特定環境保全公共下水道事業に対する国庫補助の内示額通知に伴い、関連する歳入歳出について減額補正をするものです。

議案第48号「別海町町税条例の一部改正について」は、『地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律』の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第49号、「別海町国民健康保険税条例の一部改正」は、『地方税法施行令の一部を改正する政令』の公布に伴い、国民健康保険税の軽減措置の判定基準を変更する条例改正を行うものです。

議案第50号、「別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正」は、介護保険法の改正により、主任介護支援専門員の資格要件が変更されたことから、条例に定める資格要件について改めるものです。

議案第51号から議案第54号までの「工事請負契約の締結について」は、6月6日及び6月13日に入札を行った工事のうち、予定価格が1件、5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものです。

議案第55号から58号までは、「財産の取得について」でございます。

取得する物件は、議案第55号と議案第56号が「小型動力ポンプ付水槽車」、議案第57号と議案第58号が「小型動力ポンプ付積載車」で、議案第56号については新規取得、その他は現有車両をそれぞれ更新するもので、いずれも取得価格が1,500万円を超えることから、議会の議決を求めるものです。

議案第59号は、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」でございます。

本議案は、床丹辺地が新規で、尾岱沼、美原及び西春別辺地は、これまでの計画期間が平成28年度で終了したことから、平成29年度から5年間の整備計画を新たに策定する

ものです。

同意第3号から同意29号は、「別海町農業委員会委員の任命について」でございます。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選任方法が公選制から推薦、公募を経て市町村長が選任することとされ、現在の委員が平成29年7月19日に任期満了となることから新たに選任したので、任命について議会の同意を求めるものです。

報告第1号の「専決処分の報告について」は、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行なったことから、その内容について報告するものです。

報告第2号「平成28年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は、平成28年度から平成29年度に繰越した6事業について、繰越計算書を調整したので、議会に報告するものです。

報告第3号の「平成28年度別海町水道事業会計予算の繰越について」は、繰越額の使用に関する計画について、議会に報告するものでございます。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君）以上で提出案件の概要についての説明を終わります。

◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君）ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第7 議案第45号から日程第48 同意第29号までの42件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君）異議なしと認めます。

したがって、日程第7 議案第45号から日程第48 同意第29号までの42件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第45号

○議長（松原政勝君）日程第7 議案第45号平成29年度別海町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君）議案第45号の内容説明をいたします。

別冊の別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度別海町一般会計補正予算（第1号）。

平成29年度別海町一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億9,500万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次に、2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。「歳入」で、補正額の欄で申し上げます。

13款使用料及び手数料、2項で270万円の増。

14款国庫支出金、1項と2項で1億4,045万5,000円の減。

15款道支出金、1項から3項合わせまして2億3,700万9,000円の増。

18款繰入金、1項で3,640万円の増。

20款諸収入、5項で64万6,000円の増。

21款町債、1項で5,430万円の減。

歳入合計で8,200万円を増額し、歳入予算の総額を171億9,500万円とするものです。

3ページにお進みください。「歳出」です。

2款総務費、1項と2項で1,460万円の増。

3款民生費、1項と2項で2,068万4,000円の増。

4款衛生費、2項で962万8,000円の増。

6款農林水産業費、1項と4項で2億3,863万8,000円の増。

7款商工費、1項で111万円の増。

8款土木費、2項で2億1,390万円の減。

10款教育費、1項から5項合わせまして1,124万円の増。

歳出合計で8,200万円を増額し、歳出予算の総額を171億9,500万円とするものです。

4ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為補正」で、1件の「変更」になります。

「公の施設に係る指定管理者に対する委託料（尾岱沼漁港コミュニティセンター）」で、観光の中心地であります尾岱沼地区において、観光案内が行えるよう当センター内に観光案内場を設けることとし、職員の雇用に係る費用を増額することに伴い、限度額を変更するもので、期間に変更はなく、変更前の限度額「2,280万円」を、変更後において「2,591万5,000円」とするものです。

次に「第3表 地方債補正」で、「変更」になります。

「根室中部3号幹線改良舗装事業」から「町道舗装補修事業」までの4事業につきましては、いずれも社会資本整備道路交付金事業、国の補助事業に係る道路関連事業です。

このうち1段目の「根室中部3号幹線改良舗装事業」は、国の内示額通知にあわせまして起債対象経費の精査を行い、限度額を「3,950万円」から1,040万円増額し、補正後の限度額を「4,990万円」とするものです。

また、残りの「本別誘導線舗装補修事業」から「町道舗装補修事業」までの3事業につきましては、国の内示額通知に伴い、事業量を減としましたことから、それぞれの限度額を減額するもので、事業ごとの減額につきましては説明を省略させていただきますが、3事業全体で6,470万円減額し、補正後の限度額を「6,450万円」とするものです。

なお、本4事業ともに「起債の方法」、「利率」、「償還の方法」につきましては、変

更がありませんので、説明を省略させていただきます。

1 番下段の合計になりますが、補正前の限度額「16億7,830万円」から5,430万円を減額いたしまして、補正後の限度額を「16億2,400万円」とするものです。

次に「歳入歳出補正予算事項別明細書」の内訳について御説明いたしますが、5ページ、「1. 総括」は省略させていただき、7ページ、「2. 歳入」から説明させていただきます。

7ページをお開きください。「2. 歳入」です。

目の欄及び補正額の欄で御説明申し上げます。

13款使用料及び手数料、2項2目民生手数料270万円の増は、民間の介護支援事業所の休止に伴いまして、町の事業所で作成する居宅介護支援計画手数料を増するものです。

続いて、14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金76万1,000円の増は、保険基盤安定制度に係る国民健康保険支援保険料負担金を増するものです。

2項1目総務費国庫補助金39万7,000円の増は、社会保障税番号システムの相互運用テストに係る整備費補助金の増。

続いて、2目民生費国庫補助金1,296万円の増は、別海くるみ幼稚園の認定こども園施設整備に対する補助金の増です。

5目土木費国庫補助金1億5,457万3,000円の減は、国の内示額通知により、社会資本整備総合交付金を減するものです。

8ページをお開きください。

15款道支出金、1項1目民生費負担金56万1,000円の減は、保険基盤安定制度に係る国民健康保険軽減保険料負担金の94万1,000円の減に対しまして、国民健康保険支援保険料負担金を38万円増することによるものです。

2項4目農林水産業費補助金2億3,732万円の増は、追加要望に伴います畜産クラスター事業補助金の増と、野付漁業協同組合が実施いたします漁港整備事業への間接補助となります漁港機能増進事業補助金を増するものです。

3項5目教育費委託金25万円の増は、上西春別中学校で実施いたします道徳教育推進事業に対する北海道委託金の増です。

9ページにお進みください。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は3,640万円の増で、補正後の財政調整基金繰入予算額は12億3,340万円となります。

なお、財政調整基金の残高ですが、平成28年度5億1,370万円の繰り入れを予定していたところ、このたび決算を迎えまして、2億円の繰り入れにとどまりましたことから、平成29年度末の予算上の残高は16億1,982万6,000円となります。

続いて、20款諸収入、5項1目雑入64万6,000円の増は、地域包括センター臨時職員及び特別支援学級支援員の増員に伴います社会保険料収入の増です。

続いて、21款町債、1項4目土木債5,430万円の減は、先ほど「第3表 地方債補正」で御説明しましたとおり、国の内示通知に伴います社会資本整備道路交付金事業の減に伴う、道路改良事業債を減するものです。

以上が歳入となります。

次に、歳出で11ページをお開きください。「3. 歳出」です。

こちらも目の欄及び補正額の欄で御説明いたします。

2 款総務費、1 項 5 目財産管理費 9 2 5 万円の増は、旧保健センターの建物に係る煙突について、アスベスト飛散の可能性を未然に防止する煙突の囲い込みとあわせて、ステンレス製の煙突を設置する工事を実施いたします町有施設補修事業の増及び床丹会館における大雨や高潮発生時の浸水対策といたしまして、排水処理工事を実施する地域会館等整備事業の増によるものです。

6 目企画費 2 5 0 万 7, 0 0 0 円の増は、1 2 ページ上段にかけまして、北海道日本ハムファイターズ市町村応援大使推進事業において、応援観戦ツアーや応援大使のトークショー、抽せん会などの各種企画に係る経費の増。

続いて、1 2 ページをお開きいただきまして、右側 4 段目ほどになりますが、標津線代替輸送路線バス停留所管理経費において、中春別から別海市街に向かう路線側の平糸バス待合所の新設をするための増となります。

1 0 目交通安全対策費 6 8 万 5, 0 0 0 円の増は、交通安全指導員の交代などに伴い、被服貸与に係る交通安全指導員経費を増するものです。

1 2 目北方領土問題対策費 5 2 万 1, 0 0 0 円の増は、北方展望塔敷地における街灯を新設するため、北方展望塔管理経費を増するものです。

1 4 目電子計算管理費 6 2 万 3, 0 0 0 円の増は、社会保障税番号を取り扱う医療保険者等と本庁システムとの相互運用テストに係る社会保障税番号制度システム整備事業を増するものです。

1 3 ページにお進みください。

2 項 1 目税務総務費 5 4 万円の増は、徴収区域の広域化に伴いまして、徴収員の自家用車使用に係る徴収事務経費を増するものです。

2 目賦課徴収費 4 7 万 4, 0 0 0 円の増は、釧路根室広域地方税滞納整理機構負担金の確定による増です。

1 4 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 1 9 7 万 2, 0 0 0 円の減は、今回の国民健康保険特別会計の補正に伴いまして、国民健康保険特別会計への繰出金を減額するものです。

6 目地域包括支援センター費 2 4 9 万 9, 0 0 0 円の増は、民間の介護支援事業所の休止に伴い、町の居宅介護支援事業所の業務量が増となり、歳入で居宅介護支援計画作成の手数料を増額計上したところですが、この業務量増加に伴いまして、地域包括支援センターの職員が兼務して対応に当たっておりますことから、当センターにおける一般事務及び相談業務について臨時職員を雇用するため、地域包括支援センター事務経費を増額するものです。

2 項 1 目児童福祉総務費 1, 9 4 4 万円の増は、別海くるみ幼稚園の園舎改修工事に伴い、私立認定こども園施設整備事業の補助金を増するものです。

4 目保育園費 8 4 万 7, 0 0 0 円の増は、4 月から認定こども園に移行いたしました中春別の保育園の給食について、給食センターから提供することとしたため、給食センターに負担する額として、中春別保育園運営経費を増額するものです。

1 5 ページにお進みください。

6 目児童館費 1 3 万円の減は、児童館運営経費につきまして、嘱託職員の産休に伴い代替臨時職員を雇用するための組みかえによる減額となります。

続いて、4 款衛生費、2 項 5 目し尿処理場費 9 6 2 万 8, 0 0 0 円の増は、し尿処理場において、消火槽の蓋の老朽化に伴います補修工事及びアスベスト対策として、煙突の囲

い込みと新たにステンレス製の断熱煙突の設置や配管類の曲がりの一部に使用されておりますアスベスト含有保温材の撤去と復旧工事を実施いたします、し尿処理場維持補修事業を増額するものです。

16ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費2億円の増は、追加要望に伴います畜産クラスター事業を増額するものです。

4目畜産業費131万8,000円の増は、酪農工場と農漁村加工体験施設の電気契約を高圧契約に一本化する必要により、それに伴う受変電設備の補修工事を行う酪農工場整備事業を増するものです。

4項2目水産業振興費3,732万円の増は、野付協同組合が実施する尾岱沼漁港中央埠頭岸壁屋根等補修工事に補助する漁港機能増進事業を増額するものです。

17ページにお進みください。

7款商工費、1項2目観光費111万円の増は、債務負担行為補正で説明いたしました尾岱沼コミュニティセンターに観光案内場を設けるための、本年度の指定管理費とセンター内にカウンターなどを設置するため、コミュニティセンター管理経費を増額するものです。

18ページをお開きください。

8款土木費、2項3目道路新設改良費2億1,390万円の減は、国の内示額通知により、社会資本整備道路交付金事業を減するものです。

19ページにお進みください。

10款教育費、1項3目教育指導費25万円の増は、北海道の委託事業により、上西春別中学校で実施する道徳教育推進事業に係る経費を増するものです。

2項1目学校管理費221万1,000円の増は、20ページ上段にわたりますが、中央小学校に増員されました特別支援学級支援員の経費を増するものです。

20ページをお開きください。

4目学校建設費130万円の増は、アスベスト対策として、中央小学校の配管類の曲がりの一部に使用されておりますアスベスト含有保温材の撤去と復旧工事を実施する小学校校舎等改修事業を増額するものです。

3項1目学校管理費121万3,000円の増は、中春別中学校に増員された特別支援学級支援員の経費を増するものです。

4項1目幼稚園管理費328万円の増は、上西春別及び野付幼稚園に増員されました特別支援学級支援員の経費をするものです。

2目教育振興費35万6,000円の増は、21ページ上段にわたりますが、この4月に採用いたしました幼稚園教諭について、北海道教育委員会が定める研修への参加経費を増額するものです。

21ページです。

5項6目東公民館費263万円の増は、アスベスト対策として、煙突の囲い込みと新たにステンレス製の断熱煙突を設置する工事を行う東公民館補修事業を増額するものです。

以上で、議案第45号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 説明が終わりましたが、ここで会議を10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前１１時００分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第４５号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

１３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） １点質問します。１６ページなんですが、畜産クラスター事業の補助金で２億円新たに追加されるということですが、補助内容の内訳を概略で結構ですから、対象となる戸数と内容をお知らせください。それが１点とですね。

それから、それにかかってもう一つ、この畜産クラスター事業に関して、今までの補助金の総額と対象となった戸数をお知らせいただきたいと思います。

○議長（松原政勝君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） お答えいたします。

まず、今回の案件でございますが、対象事業が道東あさひクラスター事業の１件でございまして、事業費４億３，２００万円、補助金が２億円という内容となっております。

総額でございますが、本事業につきましては国の平成２８年度補正予算として、６８５億円が措置されております。

本町におきましても、多くの中心的形態が事業を活用しているところでございます。

当該予算につきましては、繰り越し手続がなされておりました、本町でも３月補正の段階で、補助金といたしまして３５億が繰り越されているところでございます。

事業内容といたしましては、全体では２４件の事業となっております。

内訳といたしましては、牛舎が２３棟、搾乳ロボットは４７台、バンカーサイロ５０基が主な整備内容となっております。

今回の補助内容でございますが、牛舎１棟と搾乳ロボット２台が主な内容でございます。

以上でございます。

今回の補正につきましては、道東あさひクラスター協議会で１戸で、事業内容としましては、牛舎が１棟、搾乳ロボットが２台ということでございます。

○議長（松原政勝君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） 確認ですが、今回の２億円を入れると全部で３７億円、対象となった件数が２５件というところえ方でよろしいでしょうか、確認です。

○議長（松原政勝君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） お答えいたします。

対象事業費が３７億円、それから戸数が２５件ということでございます。

○議長（松原政勝君） 中村議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第８ 議案第４６号

○議長（松原政勝君） 日程第８ 議案第４６号平成２９年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（青柳 茂君） 議案第46号の内容説明をいたします。

別冊の平成29年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,000万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

1款国民健康保険税、1項で4,752万8,000円の増。

2款国庫支出金、1項で2,482万3,000円の減。

7款繰入金、1項で197万2,000円の減。

9款諸収入、3項で4,073万3,000円の減。

歳入合計で2,000万円を減額し、歳入予算の総額を30億1,000万円とするものです。

次に3ページ、「歳出」です。

1款総務費、2項で32万3,000円の減。

2款保険給付費、2項と5項で269万4,000円の減。

3款後期高齢者支援金等、1項で1,406万1,000円の減。

4款前期高齢者納付金等、1項で106万7,000円の増。

5款老人保健拠出金、1項で4,000円の減。

6款介護納付金、1項で2,005万7,000円の減。

9款諸支出金、1項で707万2,000円の増。

10款予備費、1項で900万円の増。

歳出合計で2,000万円を減額し、歳出予算の総額を30億1,000万円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書の内容について御説明いたしますが、「1. 総括」は省略し、「2. 歳入」から御説明いたします。

7ページをお開きください。

「2. 歳入」です。目の欄、補正額で御説明いたします。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税4,796万2,000円の増。

2目退職被保険者等国民健康保険税43万4,000円の減。

いずれも平成28年分の所得確定等に伴い、前年度と同じく収納率を95%として、算出した結果、それぞれ増減をするものです。

2 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金 2,482 万 3,000 円の減は、歳出の介護納付金及び後期高齢者支援金の減額に伴い、国の負担分を減するものです。

8 ページをお開きください。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 197 万 2,000 円の減は、国民健康保険税の所得の確定に伴う算定により、保険基盤安定制度に係る一般会計からの基準繰入分でありまず軽減分と支援分の増減と、歳出の出産育児一時金の減額に伴う法定繰入金の減によるものです。

9 款諸収入、3 項 0 目歳入欠かん補填収入 4,073 万 3,000 円の減は、本目廃目で今回の補正によって財源の不足を解消できる見込みであることから減額し、廃目とするものです。

9 ページをお開きください。

「3. 歳出」です。同じく目の補正額で、御説明いたします。

1 款総務費、2 項 1 目賦課徴収費 32 万 3,000 円の減、釧路・根室広域地方税滞納納整理機構負担金の確定によるものです。

次に、10 ページをお開きください。

2 款保険給付費、2 項 3 目一般被保険者高額介護合算療養費 66 万 6,000 円の増。

5 項 1 目出産育児一時金 336 万円の減。

いずれも、平成 28 年度の給付額の確定に伴い、試算によりそれぞれ増減をするものです。

次に 11 ページです。

3 款後期高齢者支援金等、1 項 1 目後期高齢者支援金 1,406 万円の減。

2 目後期高齢者関係事務費拠出金 1,000 円の減。

12 ページをお開きください。

4 款前期高齢者納付金等、1 項 1 目前期高齢者納付金 106 万 8,000 円の増。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金 1,000 円の減。

次に 13 ページです。

5 款老人保健拠出金、1 項 1 目老人保健事務費拠出金 4,000 円の減。

6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金 2,005 万 7,000 円の減。

3 款後期高齢者支援金等から 6 款介護納付金までは、いずれも社会保険診療報酬支払い基金からの確定通知により、それぞれ増減をするものです。

14 ページをお開きください。

9 款諸支出金、1 項 1 目一般被保険者保険税還付金 707 万 2,000 円の増。

これにつきましては、国民健康保険税の軽減判定誤りによりまして、税法に基づく還付金及び還付加算金 54 件、343 万 5,000 円を一般被保険者保険税過誤納還付金として、また、要綱に基づく給付金及び利子相当額を 39 件、363 万 7,000 円を給付金として増するものです。

10 款予備費、1 項 1 目予備費 900 万円の増。急激な医療費の増加など、不測の事態に対処するための増額です。

以上で、議案 46 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 46 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第9 議案第47号

○議長(松原政勝君) 日程第9 議案第47号平成29年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(外石昭博君) 議案第47号の内容説明をいたします。

別冊の平成29年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

平成29年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,040万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,810万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」。「歳入」で、補正額の欄で申し上げます。

3款国庫支出金、1項で1,160万円の減。

7款町債、1項で880万円の減。

歳入合計で2,040万円を減額。

次に「歳出」です。補正額の欄で申し上げます。

2款下水道施設費、1項で2,040万円の減。

歳出合計で2,040万円を減額し、補正後の歳入歳出予算額をそれぞれ6億6,810万円とするものです。

次に3ページ、「第2表 地方債補正」、「変更」です。

起債の目的、「特定環境保全公共下水道事業」、限度額「5,270万円」を880万円減額し、「4,390万円」とするものです。

「起債の方法」、「利率」、「償還の方法」については変更がありませんので説明を省略させていただきます。

合計では「1億2,310万円」から880万円を減額し、補正後の限度額を「1億1,430万円」とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」の内容について御説明いたしますが、「1. 総括」は省略し、「2. 歳入」から御説明させていただきます。

7ページをお開きください。

「2. 歳入」です。目の欄及び補正額の欄で御説明いたします。

3 款国庫支出金、1 項 1 目下水道施設費補助金 1,160 万円の減。

7 款町債、1 項 1 目下水道施設債 880 万円の減は、いずれも特定環境保全公共下水道事業に係る社会資本整備総合交付金の減額内示に伴う減です。

以上で歳入を終わります。

9 ページをお開きください。

「3. 歳出」です。目の欄及び補正額の欄で御説明いたします。

2 款下水道施設費、1 項 3 目施設整備費 2,040 万円の減は、特定環境保全公共下水道事業に係る社会資本整備総合交付金の減額内示に伴い、別海終末処理場電気設備更新工事に係る事業費を減するものです。

以上で、議案第 47 号の説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 47 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第 10 議案第 48 号

○議長（松原政勝君） 日程第 10 議案第 48 号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（阿部美幸君） 議案第 48 号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

本案は、去る 3 月 31 日に公布されました「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」に基づく改正であります。

平成 29 年度地方税制の改正では、経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識なくて済む仕組みを構築する観点から、個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われたほか、環境への負荷の少ない自動車を対象とした特例措置の見直し、固定資産税の税負担軽減措置の見直し、災害に関する特例措置などが講じられたことから、それぞれ関連する項目について、町税条例の条項の改正及び条文の整理を行うものです。

議案書では、4 ページから 15 ページまでとなります。

改正条文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料 1 ページをお開き願います。

42 ページまでが本改正案の新旧対照表で、右の欄が「改正前」、左の欄が「改正後」となっております。

次に、43 ページをお開き願います。

改正内容について、「別海町町税条例の一部を改正する条例制定説明資料」により御説明いたします。

今回の条例改正は、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴う個人住民税の規定の整備のほか、上場株式等配当所得に係る個人住民税の課税方式の選択の明確化、環境への負荷の少ない自動車を対象とした軽自動車税のグリーン化特例の延長、保育の受け皿整備の促進のための特例措置の導入、災害に関する特例措置の常設化等所要の改正を行うもの

です。

資料は、左から順に「番号」、「改正項目」、「改正条項」、「改正内容」、「適用年月日」、「適用法令」の区分となっております。

主な改正内容は9点です。

1番目、「所得割の課税標準の改正」です。

上場株式等配当所得に関する改正で、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得については、総合課税、申告不要の源泉徴収、申告分離課税の追加を選択できることとされていますが、今回の改正では、所得税の確定申告が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出された場合には、後者の申告書に記載された事項をもとに、課税できること等を明確化するものです。

2番目は「固定資産税の課税標準の改正」です。

震災、風水害、火災等の災害により滅失し、または損壊した償却資産にかわる償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例として新設された地方税法第349条の3の4の規定を適用することにより、被災代替償却資産に対する課税標準を最初の4年度分に限り2分の1とするものです。

3番目は、「法第349条の3第28項等の条例で定める割合を新たに規定」するものです。

保育の受け皿整備の促進のため、地方税法第349の3で定める三つの対象施設等に対し、固定資産税課税標準の特例措置について、その特例割合が常任委任となったことから、新たに規定するものです。

表の上段「利用定員5人以下の家庭的保育事業」、表の中段「居宅訪問型保育事業」、表の下段「利用定員5人以下の事業所内保育事業」、それぞれ児童福祉法の規定により、市町村の許可を得たものが、直接当該事業に供する家屋及び償却資産に対し、課税標準の特例措置として、その特例割合を「2分の1」と規定するものです。

44ページをごらん願います。

4番目は「被災住宅用地の申告の改正」です。

災害に関する特例措置の常設化を図るもので、被災市街地復興特別措置法により、都市計画区域内で被災市街地復興推進地域に定められた場合には、住宅用地とみなす特例措置を適用できる期間を被災後2年度分から被災後4年度分に拡充するものです。

なお、1番から4番までの改正規定は「平成29年4月1日」から適用するものです。

5番以降は「附則の改正」となります。

5番目は、「個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の改正」です。

今回の地方税法の改正により、控除対象配偶者の定義が前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下のものとなり、現行の控除対象配偶者の定義であり、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得が38万円以下のものは、「同一生計配偶者」に名称が変更されるものです。

なお、この改正規定は「平成31年1月1日」から施行するものです。

6番目は、「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の改正」です。

肉用牛の売却による事業所得の課税の特例については、「平成30年度まで」とされているところですが、適用期限を3年間延長し、「平成33年度まで」とするものです。

7番目は、「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正」です。

固定資産税課税標準の特例措置について、その特例割合を定める規定となっています。

第6項から第10項までは、「地方税法第15条の改正による項ズレの整理。

第11項については、ノンフロン製品に係る特例措置となっていました。適用実績が少なく、今後の適用も見込まれないことから、環境省からの要望により廃止となり「削除」となりました。

今回、新たに第11項として保育の受け皿整備の促進のため、企業主導型保育事業に係る業務を目的とする施設のうち、政府の補助に係るものに対する特例措置として、その特例割合を「2分の1」と規定するものです。

45ページをお開き願います。

8番には「軽自動車税の税率の特例の改正」です。

グリーン化特例について、対象車両に係る燃費基準要件の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長するものです。

①軽減対象者基準の見直しですが、乗用車の「50%軽減」対象車については、「平成32年度燃費基準にプラス20%達成」したものを「平成32年度燃費基準にプラス30%達成」したものに。

「25%軽減」対象車については、「平成32年度燃費基準」を「平成32年度燃費基準にプラス10%達成」したものに、それぞれ基準が引き上げられています。

なお、貨物用の基準、軽減後の税額について改正はございませんが、参考として記載しております。

②特例期間の延長については、取得期間を「平成29年4月1日から平成31年3月31日まで」の2年間とし、その間、新車として初めて車両登録された二輪以上の軽自動車対象となり、軽課年度は「平成30年度」、「平成31年度」で、取得の翌年度分のみ軽課対象とするものです。

9番目は、「軽自動車税の賦課徴収の特例を新たに規定」するものです。

本規定は平成28年中に一部自動車メーカーによる燃費性能を偽った不正が発覚したことから、燃費不正対策を強化するため、税制においても燃費不正が生じた場合の納税義務者の特例等の措置を定めるものです。

第1項では、グリーン化特例の適用は国土交通大臣の認定等に基づき行うものとし、第2項では、軽自動車税の額に不足が生じた原因が偽り、その他不正の手段により国土交通大臣の燃費等に係る認定を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者を当該不足額に係る軽自動車の所有者とみなすこととしています。

また、第3項では、第2項が適用された場合の納付すべき額を、軽自動車税の納付不足額に100分の10の割合を乗じた金額を加算するものとしています。

なお、6番から9番までの改正規定は「平成29年4月1日」から適用するものです。

続いて、47ページをお開き願います。

48ページまでが、「その他の改正内容」となります。

1番から6番、9番、12番から14番については、地方税法改正等にあわせた規定の整備、文言の整理、適用条文の整理となりますので、説明を省略させていただき、町民に直接関係する改正についてのみ御説明させていただきます。

まず7番ですが、「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の改正」です。

地方税法の規定の新設に合わせ、耐震改修または省エネ改修が行われた住宅が長期優良住宅に該当する場合に、固定資産税の減額を受けようとするものが提出する申告書について規定するものです。

耐震改修、省エネ改修ともに１年度分に限り固定資産税額の「３分の２」に相当する額が、減額されることとなります。

８番目の「上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例」、１０番目の「特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」、１１番目の「条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」については、いずれも地方税法の改正にあわせて改正するもので、町税条例第３２条所得割の課税標準の改正と同様に、所得税の確定申告が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出された場合には、後者の申告書に記載された事項をもとに課税できること等を明確化するものです。

なお、「平成３１年１０月１日」から施行する、「１２番」の改正規定を除き、その他が改正規定は「平成２９年４月１日」から適用するものです。

以上で、議案第４８号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第４８号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第１１ 議案第４９号

○議長（松原政勝君） 日程第１１ 議案第４９号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（阿部美幸君） 議案第４９号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

本案は、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が本年３月３１日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税におきましても、政令に準じた条例改正を行うものです。

今回の国民健康保険税に係る税制改正では、平成２８年度に引き続き、低所得者に対する軽減措置の拡充を図るため、「５割軽減」及び「２割軽減」基準の軽減判定所得について見直しを行うものです。

議案書では１６ページになりますが、改正条文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の４９ページをお開き願います。５０ページまでが、本改正案の新旧対照表で右の欄が「改正前」、左の欄が「改正後」となっております。

それでは、５１ページをお開き願います。

改正要旨について「別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定説明資料」により御説明いたします。

資料は、左から順に「区分」、「改正項目」、「改正条項」、「改正内容」となってお

ります。

区分１、「国保税の軽減措置についての改正」です。

改正条項は、条例第２１条第１項第２号及び同項第３号となります。

改正内容についてですが、国民健康保険税の軽減区分は国保加入者数をもとに計算される均等割額と、１世帯当たりの平等割額を世帯の所得に応じて、７割、５割、２割の割合で軽減する仕組みとなっております。

このうち７割軽減につきましては、昨年同様、改正はありませんが、５割軽減では、世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に乗すべき金額を現行の「２６万５,０００円」から「２７万円」に引き上げ、２割軽減では世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に乗すべき金額を現行の「４８万円」から「４９万円」に引き上げるものです。

このことから、世帯の前年中の所得の合計額が、資料に記載の算定式により計算された軽減基準額以下であれば、均等割及び平等割がそれぞれの割合で軽減されるものです。

続いて資料の５０ページにお戻り願います。

新旧対照表の左側の「改正後」、「附則」をごらん願います。

施行期日につきましては、「公布の日から施行し、平成２９年４月１日から適用」とするものです。

また、適用区分につきましては、この条例による改正後の規定は「平成２９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２８年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。」とするものです。

以上で、議案第４９号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第４９号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第１２ 議案第５０号

○議長（松原政勝君） 日程第１２ 議案第５０号別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（竹中利哉君） 議案第５０号別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

議案書１７ページをごらんください。

本件の条例改正につきましては、「介護保険法及び介護保険法施行規則の一部改正」により、地域包括支援センターに配置する主任介護支援専門員の資格要件が改正となったため、条例の一部を改正するものです。

議案の朗読につきましては省略させていただき、改正の内容は、議案資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。

議案資料の５２ページをごらんください。

右側が「現行条例」、左側が「改正後」の条例、下線の部分が「改正箇所」です。

最初に「第1条」の改正です。

介護保険法の一部改正により、法を引用している条文中の項にずれが生じたため、第15条の46「第4項」を「第5項」に改めるものです。

次に、第4条第1項「第3号」の改正です。

議案資料の53ページをごらんください。

地域包括支援センターに配置する主任介護支援専門員は、介護保険法施行規則に基づき、これまでは主任介護支援専門員研修を修了すれば、資格要件を満たしておりましたが、介護保険法施行規則の一部改正により、主任介護支援専門員として配置される者は、主任介護支援専門員研修を修了した後、5年ごとに主任介護支援専門員更新研修を受けなければならないこととなったことから、施行規則の基準に基づき改正をするものです。

条例第4条第1項第3号の改正に当たっては、法改正時点で、既に研修修了から5年を経過したものについては、要件を満たすことができませんので、経過措置期間を設けたものであります。

経過措置の期間等につきましては、議案資料の54ページの表をごらんください。

なお、改正後の条例は、公布の日から施行するものとします。

以上、議案第50号の内容説明について終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第50号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ここで会議を1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 0時53分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第51号

○議長（松原政勝君） 日程第13 議案第51号工事請負契約の締結について（町民体育館外部改修工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第51号の内容説明をいたします。

議案の19ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、町民体育館外部改修工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、2億1,643万2,000円（内消費税及び地方消費税額1,603万

2,000円)。

4、契約の相手方、近藤・三共経常建設共同企業体、経常建設共同企業体構成員、代表者、野付郡別海町別海旭町202番地の2、近藤建設株式会社、代表取締役近藤裕。

野付郡別海町西春別99番地の48、株式会社三共工務店、代表取締役森田雅浩。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月17日から5月10日までの休日を除く15日間。

応募者数は3者で資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月13日、島影建設株式会社、みどり建工株式会社、近藤・三共経常建設共同企業体の3者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は2億130万円、最低入札価格は2億40万円で、最低入札者であります本案の近藤・三共経常建設共同企業体と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から12月20日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の55ページをお開きください。59ページまでが本案工事の資料となっております。

工事の場所は、別海町別海141番地の10。

工事概要ですが、工事名は町民体育館外部改修工事。

構造は、鉄筋コンクリート造2階建。

延べ床面積は、2,966.08平方メートル、建築面積は、2,627.28平方メートルです。

主な工事内容ですが、屋根はステンレスシームレス工法での葺きかえ、陸屋根部分については、ウレタン防水材の重ね塗り。

外壁は、複層仕上げ塗材の塗りかえ、タイル面につきましては、浮きやひび割れ部分の貼りかえ。

軒天はフレキシブルボードを張りかえ塗装し、外部出入り口となる建具を交換。

その他、外部照明のLED化や換気扇の交換を行うものです。

56ページにお進みください。

こちらは附近見取図と右側が配置図となっております。

参考資料といたしまして、57ページ及び58ページ左側に各階及び屋上の平面図、58ページ右側には屋根伏図、19ページにはそれぞれの方位から見た立面図を掲載しています。

以上で、議案第51号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第51号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第14 議案第52号

○議長（松原政勝君） 日程第14 議案第52号工事請負契約の締結について（上風連

小学校校舎・屋内体育館建築主体工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第５２号の内容説明をいたします。

議案の２０ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が５，０００万円を超えるため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

１、契約の目的、上風連小学校校舎・屋内体育館改修建築主体工事。

２、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

３、契約金額６，２５３万２，０００円（内消費税及び地方消費税額４６３万２，０００円）。

４、契約の相手方、野付郡別海町西春別９９番地の４８、株式会社三共工務店、代表取締役森田雅浩。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、４月１７日から５月１０日までの休日を除く１５日間。

応募者数は６者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は６月６日、株式会社佐々木建設工業、近藤建設株式会社、株式会社三共工務店、島影建設株式会社、みどり建工株式会社、株式会社岡田工務店の６者による指名競争入札を行い、１回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は５，８３０万円、最低入札価格は５，７９０万円で、最低入札者であります本案の株式会社三共工務店と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から１２月２０日までを予定としております。

工事の内容につきましては議案資料で説明いたします。

議案資料の６０ページをお開きください。６４ページまでが本案工事の資料となります。

工事の場所は、別海町上風連１８１番地４。

工事概要ですが、工事名は、上風連小学校校舎・屋内体育館改修建築主体工事。

構造は、校舎が鉄筋コンクリート造２階建、一部鉄骨造平屋建。屋内体育館が鉄骨造平屋建。

合計延べ床面積は、１，８９２．５平方メートル、合計建築面積は、１，４５１．０７平方メートルです。

主な工事内容ですが、校舎の内部は床の貼りかえ、昇降口、廊下、更衣室などの壁の塗りかえ、天井につきましては、昇降口、廊下のほか、教室・職員室等についての塗りかえ。

校舎の外部は、外壁の複層仕上げ塗材の塗りかえと屋根の塗りかえを行うものです。

続いて、屋内体育館ですが、内部は、コートラインの引きなおしを含め床のウレタン塗装の塗りかえ。

外部は、校舎同様外壁の複層仕上げ塗材の塗りかえ。

屋根は、長尺ガルバリウム鋼板葺きかえを行うものです。

６１ページをお開きください。

こちらは附近見取図と右側が配置図となっています。

参考資料として62ページと63ページには、1階と2階の平面図、64ページにはそれぞれの方位から見た立面図を掲載しております。

以上で、議案第52号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第52号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第15 議案第53号

○議長（松原政勝君） 日程第15 議案第53号工事請負契約の締結について（西春別駅前団地公営住宅改修建築工事（3号棟））を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第53号の内容説明をいたします。

議案の21ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、西春別駅前団地公営住宅改修建築工事（3号棟）。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額5,281万2,000円（内消費税及び地方消費税額391万2,000円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海新栄町9番地、株式会社佐々木建設工業、代表取締役佐々木仁。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月17日から5月10日までの休日を除く15日間。

応募者数は7者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月6日、株式会社佐々木建設工業、近藤建設株式会社、株式会社三共工務店、島影建設株式会社、株式会社工藤建設、みどり建工株式会社、株式会社岡田工務店の7者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は4,938万円、最低入札価格は4,890万円で、最低入札者であります本案の株式会社佐々木建設工業と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から12月20日までを予定としております。

工事の内容につきましては議案資料で説明いたします。

議案資料の65ページをお開きください。68ページまでが本案工事の資料となります。

工事の場所は、別海町西春別駅前柏町7番地1。

工事の概要ですが、工事名は、西春別駅前団地公営住宅改修建築工事（3号棟）。

構造は、セラミックブロック造2階建（1棟8戸）。

延べ床面積は、660.36平方メートル、建築面積は、412.38平方メートルです。

主な工事内容ですが、内部は、給水・給湯・排水管の交換に伴う床、壁、天井の張りかえ。流し台、ガスコンロ台、吊戸棚の交換のほか、照明器具をLED照明に交換。

外部は、外壁を湿式外断熱工法で改修し、屋根は耐候性塗材による塗りかえ。

建具につきましては、アルミ建具を断熱アルミ建具に交換するものです。

66ページにお進みください。

左側は附近見取図、右側の配置図になりますけれども、工事の建物は下側3棟並んだ建物の右側になります。

参考資料といたしまして67ページに1階と2階の平面図、68ページにはそれぞれの方位から見た立面図を掲載しております。

以上で、議案第53号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第53号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第16 議案第54号

○議長（松原政勝君） 日程第16 議案第54号工事請負契約の締結について（（H28 8 繰）西和地区農道改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第54号の内容説明をいたします。

議案の22ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、（H28 繰）西和地区農道改良舗装工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、6,480万円（内消費税及び地方消費税額480万円）。

4、契約の相手方、野付郡別海町中春別東町30番地、株式会社別海、代表取締役篠田 巖。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は4月17日から5月10日までの休日を除く15日間。

応募者数は4者で資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月6日、高玉建設工業株式会社、寺井建設株式会社、株式会社別海、島影建設株式会社の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は6,020万円、最低入札価格は6,000万円で、最低入札者であります本案の株式会社別海と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から10月30日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の６９ページをお開きください。７１ページまでが本案工事の資料となっております。

工事の場所は、図面の中央、一般道道西春別春別停車場線と接続するＬ字型の計画路線中、赤色及び黄色の実線で表示した区間となります。

工事の概要ですが、赤色の実線で示す５００メートルの舗装工事と黄色の実線で示す９２０メートルの改良工事を車道幅員４メートルで行うものです。

資料７０ページ及び７１ページに土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第５４号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第５４号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第１７ 議案第５５号から日程第１８ 議案第５６号

○議長（松原政勝君） 日程第１７ 議案第５５号財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）、日程第１８ 議案第５６号財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）の２件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第５５号及び議案第５６号について一括して内容説明をいたします。

議案の２３ページと２４ページになります。

本案は、財産の取得に当たり、予定価格が１，５００万円を超えるため、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるものでありますが、議案第５５号及び議案第５６号は、取得価格を除きまして同じ内容となりますことから、議案第５５号の議案本文を朗読いたします。

１、取得する財産の種類及び数量、小型動力ポンプ付水槽車１台。

２、取得の方法、指名競争入札による契約。

３、取得価格、３，２５７万２，８００円（内消費税及び地方消費税額２４１万２，８００円）。

４、取得の相手方、札幌市東区苗穂町１３丁目２番１７号、株式会社北海道モリタ、代表取締役中川龍太郎。

なお、議案第５６号の取得価格３，２５９万４，４００円との違いについては、車内の無線用スピーカーについて、議案第５５号の水槽車は既存のものを載せかえたものに対し、議案第５６号の水槽車は新たに購入し設置する必要があったため、議案第５６号の水槽車が２万１，６００円高い取得価格となっております。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は６月６日、株式会社北海道モリタ、田井自動車工業株式会社、株式会社二商会の３者による指名競争入札を行い、それぞれ１回目の入札で落札いたしました。

議案第５５号の水槽車につきましては、消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は

3,295万円、最低入札価格は3,016万円。

議案第56号の水槽車については、消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は3,297万円、最低入札価格は3,018万円で、いずれも最低入札者であります株式会社北海道モリタと現在、仮契約中であります。

納期は、翌年の1月26日までとしています。

取得する財産の内容については議案資料で御説明いたします。

議案資料の72ページをお開きください。73ページまでが本案の共通資料となっております。

この小型動力ポンプ付水槽車は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の基金事業により取得するもので、主要諸元は、車型、日野2DG-FC2ABA。乗車定員は3名。全長5.330メートル。全幅2.250メートル。全高2.660メートル。総排気量5.123リットル。最大出力210馬力となっています。

搭載装置関係ですが、性能は自治省政令の規定によるもので、小型動力ポンプ装置、水槽を搭載しております。水槽の容量は3,000リットルというものです。

73ページには上から見た平面図のほか、側面図、背面図を記載しています。

以上で、議案第55号及び議案第56号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第55号及び議案第56号の2件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） このポンプ車は、どこに配備されるのかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 総合政策課長。

○総合政策課長（佐々木栄典君） 議案第55号の小型動力ポンプ付水槽車につきましては、第7分団であります西春別駅前。

それから議案第56号の水槽車につきましては、第3分団の尾岱沼に配備します。

以上です。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第19 議案第57号から日程第20 議案第58号

○議長（松原政勝君） 日程第19 議案第57号財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）、日程第20 議案第58号財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）の2件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第57号及び議案第58号について一括して内容説明をいたします。

議案の25ページと26ページになります。

本案は、それぞれ財産の取得に当たり、予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。議案

第57号及び議案第58号は、同じ内容となりますので、議案第57号の説明をもちまして、議案第58号の説明にかえさせていただきます。

議案第57号の本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、小型動力ポンプ付積載車1台。

2、取得の方法、随意契約。

3、取得価格、1,490万4,000円（内消費税及び地方消費税額110万4,000円）。

4、取得の相手方、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役中川龍太郎。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は6月6日で、株式会社北海道モリタ、田井自動車工業株式会社、株式会社二二商会の3者による指名競争入札を行い、1回目の入札で3者とも予定価格に達せず、再度入札の手続を進めましたが、田井自動車工業株式会社、株式会社二二商会が再度入札を辞退いたしましたので、入札を中止いたしました。

このことから、随意契約によることができる規定を定めました地方自治法施行令第167条の2第1項第8号、競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し、落札者がいないときの規定に基づき、1回目の入札で最低価格の入札者であった本案の株式会社北海道モリタと協議を行い、随意契約により記載の価格で現在、仮契約中であります。

なお、納期は12月8日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたしますので、議案資料74ページをお開きください。75ページまでが本案の共通資料となります。

この小型動力ポンプ付積載車は特定防衛施設周辺整備調整交付金の基金事業により取得するもので、主要諸元は、車型、いすゞTPG-NHS85A。乗車定員は6名。全長4.97メートル。全幅1.695メートル。全高2.500メートル。総排気量2.999リットル。最大出力110馬力となっています。

搭載装置関係ですが、性能は自治省政令の規定によるもので、小型動力ポンプ装置を搭載しています。

75ページには上から見た平面図のほか、側面図、背面図を記載しています。

以上で、議案第57号及び議案第58号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第57号及び議案第58号の2件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 先ほどと同じなんですけれども、どこに配備されるのかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 総合政策課長。

○総合政策課長（佐々木栄典君） 議案第57号の積載車につきましては、第1分団の中西別班に配備。

それから議案第58号の積載車につきましては、第1分団の上風連班に配備されます。以上です。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第 2 1 議案第 5 9

○議長（松原政勝君） 日程第 2 1 議案第 5 9 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第 5 9 号の内容説明をいたします。

議案の 2 7 ページをお開きください。

議案第 5 9 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条において、「辺地の公共的な施設を整備しようとするときはあらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならない。」と規定されていることから、総合整備計画の策定について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議につきましては、事前に終了していることを申し添えます。

今回、総合整備計画を策定するのは、床丹、尾岱沼、美原及び西春別の四つの辺地です。

2 8 ページにお進みください。

「床丹辺地の総合整備計画」です。

右上になりますが、辺地の人口は 2 6 1 人、面積は 4 6 . 1 平方キロメートル。

1. 辺地の概況です。

辺地を構成する字名は、野付郡別海町床丹。

地域の中心の位置は、野付郡別海町床丹 5 番地 1 0 1。

辺地度数は、2 2 7 点です。

2. 整備を必要とする事情は、電気通信施設について、現在、町内には高速無線通信が整備されているが、本辺地は地形により不通エリアとなっているため、解消に向けて施設整備を進める必要があるというものです。

3. 整備計画期間は、平成 2 9 年度から平成 3 3 年度までの 5 年間となります。

施設名は「電気通信施設（地域情報通信施設整備事業）」で、事業主体は「別海町」、事業費「6 9 0 万円」、財源内訳は、一般財源が「6 9 0 万円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「6 9 0 万円」とするものです。

次に 2 9 ページをお開きください。

「尾岱沼辺地の総合整備計画」です。

辺地の人口は 1, 4 6 6 人、面積は 2 9 . 4 平方キロメートル。

1. 辺地の概況です。

辺地を構成する字名は、野付郡別海町尾岱沼・尾岱沼潮見町・尾岱沼港町・尾岱沼岬町。

地域の中心の位置は、野付郡別海町尾岱沼港町 1 5 5 番地 1。

辺地度数は、1 2 2 点です。

2. 整備を必要とする事情ですが、下水道については、施設の老朽化に伴う事故・機能

停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を効率的に進める必要がある。

生活バスについては、本辺地内の住民の生活基盤となるバス路線維持のため、適切な車両の更新を進める必要があるというものです。

3. 整備計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間となります。

施設名は「下水道（漁業集落排水事業）」で、事業主体は「別海町」、事業費が「2,300万円」、財源内訳は、特定財源が「1,150万円」、一般財源が「1,150万円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「1,150万円」とするものです。

次に、「生活バス（地域生活バス購入事業）」で、事業主体は「別海町」、事業費「3,500万円」、財源内訳は、一般財源が「3,500万円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「3,500万円」とするものです。

全施設の事業費合計は「5,800万円」となります。

続いて30ページにお進みください。

「美原辺地の総合整備計画」です。

辺地の人口は274人、面積は66.0平方キロメートル。

1. 辺地の概況です。

辺地を構成する字名は、野付郡別海町美原。

地域の中心の位置は、野付郡別海町美原66番地24。

辺地度点数は、213点です。

2. 整備を必要とする事情ですが、交通道路については、整備後30年以上が経過し、舗装の劣化が著しいことから安全な通行及び生産物の搬出に対処するため舗装の打ちかえが必要である。また、橋梁の補修を実施し延命化を図る必要があるというものです。

3. 整備計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間となります。

施設名は「交通道路（橋梁長寿命化補修事業外1事業）」で、事業主体は「別海町」、事業費「2億5,250万円、財源内訳は、特定財源が「1億6,412万5,000円」、一般財源が「8,837万5,000円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「8,820万円」とするものです。

次に31ページをお開きください。

最後に、「西春別辺地の総合整備計画」です。

辺地の人口は2,751人、面積は152.5平方キロメートル。

1. 辺地の概況です。

辺地を構成する字名は、野付郡別海町西春別・西春別昭栄町・西春別本久町・西春別宮園町・西春別清川町・西春別幸町・西春別駅前寿町・西春別駅前錦町・西春別駅前栄町・西春別駅前西町・西春別駅前柏町・西春別駅前曙町。

地域の中心の位置は、野付郡別海町西春別駅前錦町39番地。

辺地度点数は、104点です。

2. 整備を必要とする事情ですが、交通道路については、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架けかえ及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するために改良・舗装の必要がある。

下水道については、施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を効率的に進める必要があるというものです。

3. 整備計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間となります。

施設名は「交通道路（橋梁長寿命化補修事業外1事業）」で、事業主体は「別海町」、事業費「2億7,945万円」、財源内訳は、特定財源が「1億7,969万2,000円」、一般財源が「9,975万8,000円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「9,960万円」とするものです。

次に「産業農林道（西和地区基盤整備促進事業外1事業）」で、事業主体は「北海道または別海町」、事業費「3億3,923万2,000円」、財源内訳は、特定財源が「2億3,794万3,000円」、一般財源が「1億128万9,000円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「9,940万円」とするものです。

次に「下水道（農業集落排水事業）」で、事業主体は「別海町」、事業費「2億100万円」、財源内訳は、特定財源が「1億4,610万円」、一般財源が「5,490万円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「5,360万円」とするものです。

全施設の事業費合計は「8億1,968万2,000円」となります。

以上で、議案第59号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第59号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第22 同意第3号から日程第48 同意第29号

○議長（松原政勝君） 日程第22 同意第3号別海町農業委員会委員の任命についてから日程第48 同意第29号別海町農業委員会委員の任命についてまでの27件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 同意第3号から同意第29号の別海町農業委員会委員の任命につきまして、27件の同意について一括して御説明を申し上げます。

議案書では32ページから58ページ、議案資料では76ページになります。

本件につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する法律の規定により、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたとことに伴いまして、農業委員の選任方法が公選性から推薦公募を経て、市町村長が選任することとされました。

現在の農業委員は、平成29年7月19日をもって任期満了となることから、委員候補者27名の評価について、本年5月2日付けで農業委員候補者評価委員会へ諮問しまして、5月10日付けで候補者全員が農業委員として適当であると評価する旨の答申を受け、新たに選任を行いましたので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、別海町農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

なお、同意第3号から同意第14号までは地区推薦、同意第15号から同意第28号までは団体推薦、同意第29号につきましては一般応募となっております。

それでは、議案書32ページをお開きください。

同意第3号別海町農業委員会委員の任命について、次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求め

ます。

住所、野付郡別海町別海５０番地の１２、氏名、山田良雄、生年月日、昭和３０年９月１０日生まれ、任期は平成２９年７月２０日から平成３２年７月１９日までございます。

同意第４号から同意第２９号までは、議案の朗読は省略させていただき、議案資料の「別海町農業委員会委員任命予定者一覧」によりまして、２６名の方々の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

議案資料の７６ページをお開きください。

同意第４号、本別４番地の４４、信夫重勝さん、昭和３９年２月９日生まれ。

同意第５号、尾岱沼１番地の７４、内藤宏幸さん、昭和３７年１月１８日生まれ。

同意第６号、中春別７５番地の２４、小野榮一さん、昭和２９年７月１７日生まれ。

同意第７号、別海２７５番地の１１、押田賢二さん、昭和４７年９月２９日生まれ。

同意第８号、豊原１３番地の１、芳賀均さん、昭和３６年５月３日生まれ。

同意第９号、別海１７１番地の１７、阿部浩さん、昭和４２年７月３０日生まれ。

同意第１０号、西春別１３１番地の１８、大内敏光さん、昭和３３年１２月２８日生まれ。

同意第１１号、美原６番地の４、加藤真純さん、昭和３４年７月２日生まれ。

同意第１２号、美原４８番地の３、畠山友子さん、昭和３９年１月８日生まれ。

同意第１３号、上春別３１７番地の２、羽石健一さん、昭和４３年１０月１９日生まれ。

同意第１４号、上春別２６３番地の５、五ノ井勝徳さん、昭和３３年４月２７日生まれ。

同意第１５号、泉川１０８番地の１６、小杉良夫さん、昭和２７年２月２８日生まれ。

同意第１６号、豊原１４番地の２、望月英彦さん、昭和３３年５月１２日生まれ。

同意第１７号、奥行１３番地の１８３、齊藤主夫さん、昭和３８年５月１４日生まれ。

同意第１８号、泉川１１０番地の３１、木幡誠さん、昭和２８年２月１６日生まれ。

同意第１９号、上春別１４９番地の２、浦山宏一さん、昭和３５年８月２９日生まれ。

同意第２０号、西春別駅前柏町８番地、及川哲夫さん、昭和２７年１２月３０日生まれ。

同意第２１号、中西別７６番地の１５、林武雄さん、昭和３１年７月９日生まれ。

同意第２２号、大成６０番地の４、石毛剛さん、昭和３６年５月１９日生まれ。

同意第２３号、中西別１３９番地の１２、藤井実さん、昭和２９年１月１０日生まれ。

同意第２４号、中西別９０番地の１８、太田公一さん、昭和３９年６月２４日生まれ。

同意第２５号、西春別３５０番地の５、市川義晴さん、昭和２８年２月１２日生まれ。

同意第２６号、上風連２３番地の２、小島敏さん、昭和３２年５月２日生まれ。

同意第２７号、西春別２８３番地の１６、會田勝規さん、昭和３０年３月１７日生まれ。

同意第２８号、上春別１７番地の１６、加藤和広さん、昭和２８年１１月２６日生まれ。

同意第２９号、別海旭町１５０番地の４、山崎茂さん、昭和３２年２月２０日生まれ。

以上２７名でございます。

なお、任期につきましては、平成２９年７月２０日から平成３２年７月１９日までの３年間でございます。

また、27名の方々の略歴につきましては、資料の主な経歴欄をごらんいただきますようお願いをいたします。

ぜひ、御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（松原政勝君） 同意第3号から同意第29号までの27件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第49 報告第1号

○議長（松原政勝君） 日程第49 報告第1号専決処分の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 報告第1号の内容説明をいたします。

議案の59ページをお開きください。

報告第1号専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年5月17日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成28年6月14日議案第62号により議決を経て締結した、旧奥行臼駅通所主屋保存修理工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「2億2,896万円（内消費税及び地方消費税額1,696万円）」を、「2億2,887万3,600円（内消費税及び地方消費税額1,695万3,600円）」に改める。

変更の内容につきましては、当初設計では、大正9年の建築から95年が経過しておりますことから、柱などが相当傷んでいるものと想定されたため、全て解体し傷んだ部分を補修の上、補強した基礎の上で組み直すこととしておりましたが、作業と並行して調査を進めた結果、北棟につきましては、建築当時の部材の多くが健全であることが判明いたしました。

よって、可能な限り建築当時の部材を保存する目的からも全解体とはせず、建物全体を持ち上げ基礎補強の上、戻す工法に変更したこと。

また、北棟の文化的価値を踏まえて、当初南棟屋根をます葺きにすることとしていたものを北棟屋根に変更したこと。

これらにより積算した結果、8万6,400円の減額となったものです。

以上で、報告第1号の内容説明を終わります。

◎日程第50 報告第2号

○議長（松原政勝君） 日程第50 報告第2号平成28年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 報告第2号の内容説明をいたします。

議案の60ページをお開きください。

本件につきましては、平成28年度別海町一般会計補正予算第5号で設定いたしました繰越明許費について、その全額または一部を平成29年度へ繰り越しとする繰越計算書の調整をしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

議案の61ページをお開きください。一般会計繰越明許費繰越計算書になります。

平成28年度別海町一般会計補正予算（第5号）で設定した、金額欄の金額に対し、全額または一部について繰り越す額を、翌年度繰越額欄に記載しています。

また、その財源内訳については、未収入特定財源及び一般財源となります。

まず、2款総務費、1項総務管理費、社会保障税番号制度システム等整備事業で、翌年度繰越額は120万9,000円。

財源内訳は120万9,000円全額が国庫支出金です。

続いて、6款農林水産業費、1項農業費は、4事業、畜産競争力強化緊急整備事業で、翌年度繰越額は35億1,544万4,000円。

財源内訳は35億1,544万4,000円全額が道支出金です。

次の段基盤整備促進事業（富岡南地区）で、翌年度繰越額は3,355万9,000円。

財源内訳は、道支出金が1,791万円、町債が1,560万円、4万9,000円が一般財源です。

次の段、同じく基盤整備促進事業（西和地区）で、翌年度繰越額は6,698万8,000円。

財源内訳は、道支出金が3,601万8,000円、町債が3,090万円、7万円が一般財源です。

次の段につきましても同じく基盤整備促進事業（東富岡地区）になります。翌年度繰越額は6,045万円。

財源内訳は、道支出金が3,025万円、町債が2,470万円、550万円が一般財源です。

続いて10款教育費、2項小学校費、小学校校舎等改修事業（上風連小学校）で、翌年度繰越額は1億1,930万5,000円。

財源内訳は、国庫支出金が4,016万4,000円、町債が7,900万円、一般財源が14万1,000円です。

翌年度繰越事業は、全6事業で合計の欄になりますが、金額37億9,735万7,000円に対し、翌年度繰越額合計は37億9,695万5,000円です。

未収入の特定財源内訳は、国庫支出金が4,137万3,000円、道支出金が35億

9,962万2,000円、町債が1億5,020万円、576万円が一般財源です。

以上で、報告第2号の内容説明を終わります。

◎日程第51 報告第3号

○議長（松原政勝君） 日程第51 報告第3号平成28年度別海町水道事業会計予算の繰り越しについてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 報告第3号の内容説明をいたします。

議案の62ページをお開きください。

本件につきましては、平成28年度水道事業会計予算における建設改良費の一部について、平成29年度に繰り越して使用する額が確定しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものです。

議案の63ページをお開きください。

水道事業会計予算繰越計算書で地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額になります。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名は別海管理センター中央監視装置更新工事で、6,500万円の予算計上額のうち、翌年度繰越額は6,318万円。

財源内訳は6,318万円全額が当年度損益勘定留保資金です。

なお、不用額は182万円です。

繰り越しの理由につきましては、工事の年度内完成が困難になったことによるものです。

以上で、報告第3号の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（松原政勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、あすは一般質問を午前10時から開きますので御参集願います。

大変皆さん御苦勞さまでございました。

散会 午後 1時54分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員